

## 技術的条件集別表 24.7

### D S L インタフェース仕様 (局内インタフェース5)

## 1 インタフェース条件

### 1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル (0.4mm ~ 0.5mm 単線)
2	コネクタ	2 W端子板

### 1.2 電気的条件

本インタフェースに適用する電気的条件の主要諸元を表 1.2 に示す。

表 1.2 主要諸元

項番	項目	規格
1	伝送方式	アナログ電話方式
2	入出力信号	事業用電気通信設備規則に基づくアナログ電話用設備の信号 ( 当社の使用する入出力信号 )
3	送出電力	端末設備等規則第 14 条に示す送出電力

### 1.3 警報条件

当社と協定事業者の間で警報の発出は行わない。

## 2 当社の電話品質の保証のための条件

### 2.1 伝送特性

別表 24.4 で規定しているインタフェース条件を適用する接続点からの入力信号に対し、ITU-T 勧告 G.992.1 Annex E Type4、ITU-T 勧告 G.992.3 Annex E Type 4 及び ITU-T 勧告 G.992.5 Annex E に準拠した特性とする。

### 2.2 雑音特性

端末設備等規則第 8 条に基づく特性とする。

### 2.3 直流電流

別表 24.4 で規定しているインタフェース条件を適用する接続点からの直流電流は通過させることとし、協定事業者の装置からは印加しない。

### 2.4 過電圧・過電流耐量

当社の建物内に設置する協定事業者の通信設備の過電圧・過電流耐量は、ITU 勧告 K.20 に準拠する。また、協定事業者の通信設備からの過電圧・過電流は、ITU 勧告 K.20 に準拠した装置に損傷を与えないこと。